

お知らせ版
広報

こうや

2013年(平成25年)

1月

No.69

役場の代表電話番号は56-3000、富貴支所の電話番号は53-2301です。

しめなわが完成しました!



12月1日につつが寄合会主催の「しめなわ作ろう会」が開催されました。筒香地区では昨年からお正月用のしめなわをみんなで一緒に作る催しを行っています。当日は、地元や近隣の方をはじめ遠方から参加の親子の方々まで、16名の参加がありました。

まず、熟練者の方に見本作品を示してもらい、次に基本の手ほどきを受けました。初心者も多く、教えたり教わったりとワイワイ交流しながら、悪戦苦闘の末に手作りしめなわが完成しました。心を込めてできあがったしめなわは、新年をめでたく飾ることでしょう。

～今月の主な内容～

P 2 町民広場

P 3 文化財防火デーのお知らせなど

P 4 総務課税務係からのお知らせなど

P 5 総務課税務係からのお知らせ

P 6 除雪・融雪についてのお知らせなど

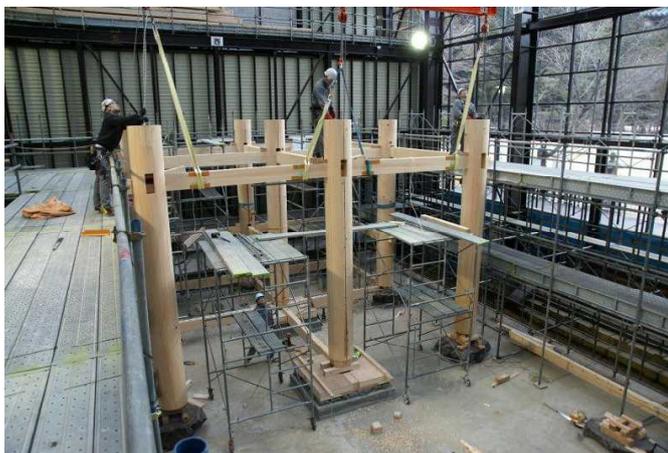
P 7 健康づくりだより

P 8 サークル・教室など



高野山開創
1200年

「中門にみる、命の働き、そしてその尊さ」



①樹齢300年から400年生のヒノキの柱

この度、再建される中門の規模は、軒幅の東西約26m、南北約15m、高さ約16mで、大門の3分の2ほどの大きさとなります。

今回使用する用材の約7割は、金剛峯寺が管理する寺有林から伐採した選りすぐりのヒノキです。再建工事は昨年4月に着工し、現在順調に工事が進捗し、ようやく建物の全貌が分かるような形となってきました。完成までの木工作业で必要となる部材は、合計10,169点にも上ります。

これらの部材の中で、一際目立つものは、樹齢300年から400年生の大径木のヒノキからなる一階の「柱（はしら）」（写真1）や、屋根を支える「隅木（すみぎ）」といった大きな部材で、大変迫力に満ち存在感があります。ですが、表には決して

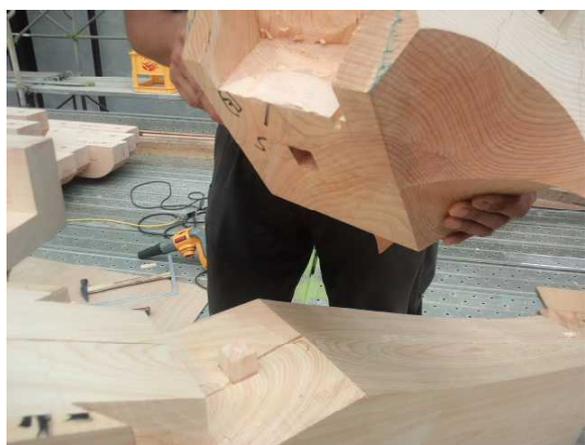
見えない部材も多くあります。「太柄（だぼ）」（写真2）と「肘木（ひじき）」を固定する際に固定する役目があります（写真3）。また、この部材はとても小さいのですが、たった一つを欠いても、中門が完成しません。

現在までの工程で、様々な用材が組み上げられていく様子を悉に窺うことができました。そして、以上の部材の組み上がる様をみていると、私達の社会の在り方と共通する、まさに「曼荼羅」であることに気づきました。

私達の社会は、様々な職業、立場など、各人がそれぞれの個性で色々な働きを分担し、存在しているからこそ、社会が成り立っています。したがって、そこに存在する限り、要らない人などはないのです。



②もっとも小さい部材、太柄（だぼ）



③「斗（ます）」と「肘木（ひじき）」を固定する太柄（だぼ）

今の社会は、その構造が日々刻々と変化しています。そのような中で、合理化という名目のもと、リストラなどで職を失う人、ひいては自分なんかはこの世に要らない存在なのではと思い悩み、そして悲しいことに自死する人が大勢います。中門の「太柄」のように、小さくて、見えない存在であっても不可欠のように、この社会に不必要な人、またこの世に存在する価値のない人などは決していません。

現在再建中の中門は、壇上伽藍の結界門という宗教建造物であるばかりでなく、現代に生きる私達の本来あるべき社会の在り方、色々な人がいて世の中が成り立っていること、各々の人の存在が尊く大切であることを改めて認識させてくれます。（T・S）

【お問い合わせ先】 高野山真言宗総本山金剛峯寺開創法会事務局 TEL 56-1200

<教育委員会からのお知らせ>

守ろう文化財 第59回 文化財防火デー

1月26日は、昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼損した日にあたります。毎年この日を「文化財防火デー」として定め、全国的に文化財を火災から守る運動を実施しています。

高野町には、国・県・町指定のたくさんの文化財が保存されています。これらの文化財を火災から守るには、関係機関や文化財関係者だけでなく住民の皆様にも文化財に関心を持っていただき、連携・協力していくことが大切です。つきましては、下記のとおり啓発行事を実施しますので、お誘い合わせの上、是非ご見学下さい。

実施日 平成25年1月26日（土）

- 防火啓発サイレン吹鳴 午前9時・午後2時頃（訓練開始時）
- ★火災とお間違えのないようにお願いします。★
- 啓発車両パレード（高野山地区） 午後1時30分 本山前出発
- 消火訓練（伽藍境内不動堂・蓮池周辺） 午後2時頃（パレード終了）より



○主 催： 総本山金剛峯寺・高野町・高野町教育委員会
高野町消防団・高野町消防本部（署）
橋本警察署高野幹部交番・高野山文化財保存会

火災は、一瞬にして私たちの貴重な生命財産を水の泡にしてしまいます。

『備えあれば憂いなし』、火災の防止に万全を期して下さい。

火の用心

- ◎ 消すまでは 出ない行かない 離れない
- ◎ 消したはず 決めつけしないで もう一度
- ◎ 「消したかな」 あなたを守る 合言葉

【お問い合わせ先】 教育委員会 TEL 56-3050（直通）

<総務課からのお知らせ>

1月の消費生活相談会のお知らせ

高野町では、消費生活専門相談員による出張相談会を毎月1回開設しています。悪質商法の被害に遭った場合や、消費者問題に関するトラブルなどご相談下さい。

日 時 1月16日（水） 午後1時から3時まで（毎月第3水曜日に開催）
場 所 高野町役場 住民ホール
相談内容 訪問販売、電話勧誘販売、悪質リフォーム、催眠商法、クーリングオフ、多重債務などで悩んでいる方はご相談下さい。
相談は無料で、秘密は厳守します。

※専門の相談員が対応します。電話での相談も受け付けます

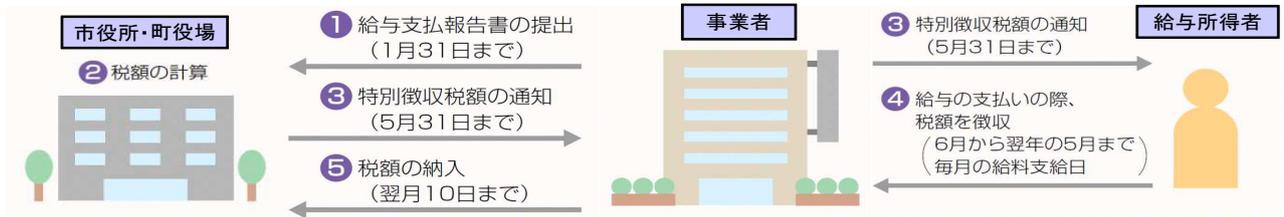
【お問い合わせ先】 総務課 消費生活相談係 TEL 56-3000

<総務課税務係からのお知らせ>

和歌山県では、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

個人住民税の特別徴収のしくみ

〔毎年5月31日までに特別徴収義務者に対して「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ、市町村ごとの合算額を納入してください。〕



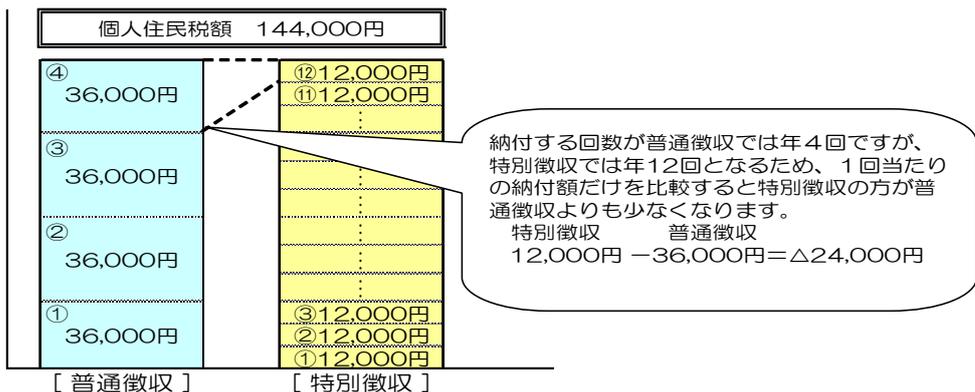
【納期の特例】

〔従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。〕

個人住民税の特別徴収のメリット等

従業員（給与所得者）にとって

- 毎月、給与から徴収されるため、納め忘れがありません。
- 一人ひとりが毎期ごとに金融機関に出向く必要がありません。
- 1年分の税額を12回に分けるため、**1回あたりの納付額が少なくなります。**（普通徴収は年4回）
～ イメージ～ [夫婦と子供2人の世帯で給与収入が500万円、個人住民税が144,000円とした場合]



給与支払者（特別徴収義務者）にとって

- 所得税と違い、税額は、前年の所得（給与支払報告書等）に基づいて、各市町村で計算し通知しますので、**税額計算や年末調整の必要がありません。**

【お問い合わせ先】 総務課税務係 TEL 56-2934

<橋本公証役場からのお知らせ>

公証人による無料法律相談のご案内

橋本公証役場では、無料相談日を設けることになりましたので、ご利用ください。

- と き 平成25年1月以降の原則として毎月末の日曜日
- と ころ 橋本商工会館 3階橋本公証役場（橋本市市脇一丁目）
- 費 用 無料
- 申込み 月～金の午前10時から午後4時に電話予約
- 電 話 0736-32-9745
- その他 秘密厳守

「遺言や大切な契約は公正証書で」

【お問い合わせ先】 橋本公証役場 TEL 32-9745

<総務課税務係からのお知らせ>

※事業者の皆様へのご案内※

給与支払報告書の提出のお願い

- 給与支払報告書は町県民税の申告に代わる重要なものです。
平成24年中にアルバイト・パート等で、給与支払額が少額の方につきましても、給与（専従者給与を含む）や賃金を支払った事業主の方は、受給者ごとに給与支払報告書を作成し、総括表とともにその受給者の平成 25年1月1日現在の住所地の市区町村へ平成25年1月31日までに提出してください。
- 所得税の源泉税額がない場合、受給者本人が確定申告している場合も提出してください。
- 従業員の個人住民税（町県民税）は特別徴収を実施してください。
個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様、納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業者（給与所得者）に支払う給与から個人住民税（町県民税）を徴収し、市区町村に納入していただく制度です。
- 昨年度から新たに設けられた「16歳未満の扶養親族」欄についても該当があれば人数の記載と、摘要欄に氏名等の記載を忘れないようにお願いします。
- 給与支払報告書（個人別明細書）様式変更について
税法改正により、平成25年度分以後の個人住民税についても生命保険料控除等の改正が行われました。契約した種類と締結日に応じて金額を記入する欄が設けられました。生命保険料控除等の計算の基になった支払金額については全て給与支払明細書（個人別明細書）の該当する欄へ必ずご記入ください。

給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

25

※ 種別										※ 整理番号										※																																																																					
支払を受ける者															氏名															(受給者番号)																																																											
住所															(フリガナ)															(役職名)																																																											
種別										支払金額										給与所得控除後の金額										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																	
控除対象配偶者の有無等										配偶者特別控除の額										控除対象扶養親族の数										障害者の数										社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																			
①有 ②無										①有 ②無										①特定 ②老人 ③その他										①本人を除く。 ②特別 ③その他										①千円 ②千円 ③千円 ④千円 ⑤千円 ⑥千円 ⑦千円 ⑧千円 ⑨千円 ⑩千円										①千円 ②千円 ③千円 ④千円 ⑤千円 ⑥千円 ⑦千円 ⑧千円 ⑨千円 ⑩千円										①千円 ②千円 ③千円 ④千円 ⑤千円 ⑥千円 ⑦千円 ⑧千円 ⑨千円 ⑩千円																													
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額										円 国民年金保険料等の金額										円 介護医療保険料の金額										円 新個人年金保険料の金額										円 旧個人年金保険料の金額										円 旧長期損害保険料の金額																																							
居住開始年月日										配偶者の合計所得										新生命保険料の金額										旧生命保険料の金額										旧長期損害保険料の金額																																																	
16歳未満の扶養親族										本人が障害者										障害者										中途就労										退職										受給者生年月日																																							
未成人										外国人										死亡退職										乙種										本人が障害者										障害者										中途就労										退職										受給者生年月日									
支払者										住所(居所)又は所在地										氏名又は名称										(電話)																																																											

(摘要)に控除対象配偶者、扶養親族の名前及び前職分の加算額、支払者等を記入してください。

- ・平成24年1月1日以後に保険契約を締結したもの
介護医療保険料の金額、新生命保険料の金額、新個人年金保険料の金額の該当欄へ
- ・平成23年12月31日以前に保険契約を締結したもの
旧生命保険料の金額、旧個人年金保険料の金額の該当欄へ

※配偶者の合計所得、旧長期損害保険料の金額欄も該当がある場合はこれまでどおり記入してください。

【お問い合わせ先】 総務課税務係 TEL 56-2934

<建設課からのお知らせ>

除雪、融雪についてお知らせ

雪のシーズンを迎え、参拝観光客の皆さん、住民の皆さんに安心して通行していただけるよう今年も下記のとおり除雪、融雪作業を行います。皆様方のご理解とご協力をお願いします



除雪と融雪の基準について

●除雪の基準

- ・積雪が概ね10cmを超えたときに、町内の委託業者が除雪を行います

●融雪剤散布の基準

- ・見通しの悪いカーブ、日陰、急こう配の坂道、橋梁路面を重点的に散布します
- ・道路の中央部を重点に散布します

町が実施する除雪、融雪の作業対象は、町道です

■住民の皆さんにお願い■

- 降雪時には大至急、作業に向かいますが、同時に全地域の除雪作業は不可能です
路線により作業開始の時間にずれが生じますが、その点についてはご理解とご了承願います
- 歩道、店舗前の雪については、除雪の作業開始までは道路に出していただいても結構です
しかし、除雪作業後に道路に出されると通行の障害となり事故を誘発する大変危険な状態になりますので、除雪作業後は道路に出さないでください
- 除雪作業の支障となりますので、路上駐車はやめましょう

※国道（大門～中の橋）は県の管理のため、町道とは除雪、融雪の基準が異なります

融雪剤の町内会への無料配布について

町内会単位で、1回に5袋（高野山以外の町内会は、10袋）以内でお渡ししますので、町内会長名で申請してください

※個人や寺院の敷地内に散布する場合は、一袋1,500円で販売しております

【お問い合わせ先】 建設課 TEL 56-2934

<和歌山弁護士会からのお知らせ>

高齢者・障がい者あんしん電話相談のお知らせ

- 受付時間 平日の午前10時～午後4時（正午～午後1時を除きます）
- 相談料は無料です
- 受付電話番号 **073-425-4165** まずはお電話でお申込手続きをしてください。

弁護士が、和歌山県内にお住まいの高齢者（満65歳以上）・障がい者ご本人、その家族や生活支援者（福祉関係者等）のお悩みに電話でお答えします。

相談の流れ

- ①まずは上記受付電話番号にお電話ください
 - ②担当弁護士が折り返しお電話するのにご都合のよい電話番号をお伝えください
 - ③受付後3営業日以内に担当弁護士が②の電話番号にお電話を差し上げご相談をお聞きします。
- 相談内容 消費者被害、遺言・相続、成年後見、財産管理、虐待等なんでもご相談下さい。（ただし、相談は1案件につき1回のみとなります）
 - 相談は、専用電話番号での受付後、担当の弁護士から折り返しお電話する方法でおこないます。
 - 電話による相談時間は30分以内となります。担当弁護士が、さらに時間を要すると判断した場合には、有料の面談相談・出張相談をお勧めすることがあります。（この場合でも法テラスの援助制度利用により無料となる場合があります）

【お問い合わせ先】 和歌山弁護士会 TEL 073-425-4165

1月 子どもの健康づくりだより



子どもを対象とした健康づくり事業(予防接種、健康診査、健康相談等)は、次の日程で実施します

子どもの健康づくり(1月分)

予防接種	ワクチン名	実施日	会場	対象児
予防接種	麻しん・風しん(第1期)・日本脳炎 三種混合(DPT)・不活化ポリオ	15日(火)	高野町保健福祉センター	個別通知します
	BCG	29日(火)		
	受付時間は13:30~14:00です。富貴地区の児童は随時、富貴診療所で行います			

健康診査・相談	健康診査対象児	健康相談対象児	実施日	会場
	平成24年9月生まれ	平成24年10月生まれ	29日(火)	高野町保健福祉センター (健康相談10:00~11:00) (健康診査13:00~14:00)
	平成24年7月生まれ	平成24年8月生まれ		
	平成24年3月生まれ	平成24年4月生まれ		
	平成23年5月生まれ	平成23年6月生まれ		
	平成21年5月生まれ	平成22年6月生まれ		
	平成21年6月生まれ			

教室のお知らせ(1月)

教室名	実施日	実施時間	会場	対象者
親子教室 (らっこくらぶ)	31日(木)	9:30~ 11:30	高野町 保健福祉センター	1歳6カ月検診を H24.7月末終了児~就学前の幼児 (個別に通知します)
アレルギーと食事の教室 (モグ・モク・モグラ)	11日(金)	13:30~		就学前の児童

1月 大人の健康づくりだより

大人の健康づくり(1月分)

健康診査	歯周疾患検診:和歌山県内の歯科医院にて受けられます 該当者にはクーポンを配布しています
	胃がん検診:40歳以上の住民は高野山総合診療所で受けられます
	大腸がん・子宮がん・乳がん検診:橋本・伊都郡内の医療機関などで受けられます 直接医療機関に申し込んでください
	肝炎ウイルス検査:該当者に無料クーポンを配布しております ぜひこの機会に受診してください
	子宮がん(20歳以上)乳がん(30歳以上):受診を希望される方は役場又は支所で事前に申請受診券の交付を受けてください

健康相談	会場名	実施日	実施時間	備考
	高野山多目的集会所	9日(水)	13:30~15:00	
	大滝集会所	16日(水)	13:30~14:00	
	高根 観音寺	17日(木)	10:00~10:30	
	下筒香集会所	18日(金)	9:30~10:00	
	中筒香消防団詰所	18日(金)	10:10~10:50	
	杖ヶ藪 龍福寺	21日(月)	13:30~14:00	
	東細川集会所	22日(火)	9:30~10:00	
	西細川多目的集会所	22日(火)	10:10~10:40	
	細川団地集会所	22日(火)	10:50~11:10	
	桜茶屋(横谷様宅)	22日(火)	12:30~13:00	
	西郷集会所	22日(火)	13:10~14:00	
	湯川集会所	23日(水)	10:00~10:30	
	神谷多目的集会所	25日(金)	10:00~10:30	理学療法士が同行します 10:30~生活リハビリ(500円持参)

保健師による相談と簡単な健康チェック(血圧測定、検尿等)を行います

【お問い合わせ先】健康推進課 健康づくり係(保健師) TEL 56-2933

<公民館からのお知らせ>

1月のサークル／教室

	日 時	場 所
エバーグリーンコーラス	8日、15日、22日（火）・・・19時～21時	中央公民館
フレッシュ体操 高野山	10日、24日、31日（木）・・・13時～16時	中央公民館
健康体操GLEE《富貴地区》	毎週金曜日・・・19時30分～21時	富貴小学校体育館
英 会 話 教 室	11日、18日、25日（金） 〔一般クラス〕 13時30分 ～ 14時40分 〔初級クラス〕 14時50分 ～ 16時00分	高野山会館
陶 芸 俱 楽 部	21日（月）、22日（火）・・・19時～21時	高野山会館
書 道 教 室	9日、23日（水）・・・19時～21時	中央公民館
太 極 拳 教 室	28日（月）・・・13時30分～15時	中央公民館
陸 上	3月末までお休みします。	総合グラウンド
ジュニアバレーボール	7日、21日（月）・・・19時～21時	町民体育館
少 年 剣 道	毎週火・木曜日・・・19時～20時（第2火曜休み）	高野山小学校体育館
バ ド ミ ン ト ン	10日、17日、24日、31日（木）・・・19時～22時	町民体育館
高野山卓球クラブ	毎週月～金曜日・・・13時～15時 毎週水曜日・・・18時30分～21時	町民体育館
ソ フ ト バ レ ー	毎週火曜日・・・19時～22時	町民体育館
ダ ン ス 教 室 「モア ビート」	28日（月）〔小学生〕・・・17時30分～19時 〔中学生以上〕・・・19時～21時	中央公民館
読 み 聞 か せ 会	21日（月）・・・10時30分～11時	中央公民館
動 き の 教 室	3月末までお休みします。	町民体育館

※諸事情により変更する場合があります。

【お問い合わせ先】 中央公民館 TEL 56-2076（直通）

<中央公民館 町民教養講座からのお知らせ>

第6回町民教養講座「高野山の歴史から」— 美福門院と高野山 — 講師 松長昌子氏（高野町社会教育委員・高野町公民館運営審議委員）

11月19日（月）に、第6回町民教養講座高野山の歴史から—美福門院と高野山—を開催いたしました。

現在NHK大河ドラマで放送されている「平清盛」にも登場する美福門院得子の生い立ちから崩御までを系図を用いながら、解りやすくお話いただきました。また、この時代に女性でありながら遺骨を高野山陵に納められたこと、高野山とのつながりなど詳しくお話下さり、受講者の皆さんは熱心に聞き入っていました。



高野町の人口（11月末日現在） ◆人口 3,610 人（前月比 -9）男 1,776 人／女 1,834 人◆世帯 1,832 戸（前月比-4）

発行・編集：H24.12.26 高野町企画財政課 / 〒 648-0281 高野町大字高野山 636 番地

TEL:0736-56-3000（代表） FAX:0736-56-4745 インターネット URL <http://www.town.koya.wakayama.jp/>